減税名古屋
減税ナゴヤ
皇道大志會
斎藤やすのり君を育てる会
四杖の会
新政策フォーラム21
伸誠政治研究会
住友重機械労働組合連合会関西地方本部政治活動委員会
政治結社皇道維新連盟大阪支部
政治結社侍の会
政治結社誠道志団勇盛同志会
政治結社大日本忠義塾東京本部
政治結社平成維新社
政治結社報仁塾
政治団体志友会
世界平和
忠基会総本部
道州制政治経済研究会
闘進塾
21世紀の流通問題を考える会
日本生活安全協議会
松下こうじ後援会
未来後援会

河村たかし　二六、三〇
河村たかし　二六、三〇
藤谷　正弘　二六、七、一
齋藤　恭紀　二五、二、三一
岩田　政憲　二六、六、四
木内　孝胤　二六、五、五
島村　宜伸　二六、四、三〇
大西　寿明　二六、二、二八
村尾　雄一　二五、一二、三一
長田　信彦　二三、四、一
阿久津　勇　二五、一二、三一
並木　聖子　二六、七、五
阿磨　勇三　二六、六、七
伊田　勝之　二四、九、二〇
鈴木　一弘　二六、七、七
藤田　弘　二六、六、三〇
萩原　健司　二六、五、二一
谷畑　孝　二六、三、二二
冨樫　宏多　二六、五、二一
勝木　健司　二六、三、二
牧　鷹儀　二五、一二、三一
松下　幸治　二六、七、一四
木内　正俊　二五、一二、三一

○総務省告示第三百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡明彦を応援する会	愛知県名古屋市西区浅間二―七―二三	岡　明彦	二六、七、四
田母神としおの会	東京都港区赤坂四―五―二一	田母神俊雄	二六、六、六
宮城県仙台市青葉区上杉一―五―一三	宮城県仙台市青葉区上杉一―五―一三	和田　政宗	二六、六、六

○総務省告示第三百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十六年九月二十五日

総務大臣　山本　早苗

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
岡　明彦	愛知県議会議員	岡明彦を応援する会	愛知県名古屋市西区浅間二―七―二三	岡　明彦	二六、七、四
田母神俊雄	東京都知事	田母神としおの会	東京都港区赤坂四―五―二一	田母神俊雄	二六、六、六
和田　政宗	参議院議員	和田政宗後援会	宮城県仙台市青葉区上杉一―五―一三	和田　政宗	二六、六、六
井脇ノブ子	衆議院議員	井脇ノブ子後援会	大阪府枚方市禁野本町一―一六―五	井脇ノブ子	二六、三、二八
大野　拓夫	参議院議員	緑の党グリーンズジャパン神奈川連絡会	神奈川県川崎市宮前区宮崎五―一二―三七	大野　拓夫	二六、五、二九
齋藤　恭紀	衆議院議員	斎藤やすのり君を育てる会	宮城県仙台市宮城野区福室五―一二―五二	齋藤　恭紀	二六、五、三〇
島村　宜伸	衆議院議員	伸誠政治研究会	東京都江戸川区平井五―一四―一〇	島村　宜伸	二六、五、二九

○厚生労働省告示第三百六十二号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第百八号）の施行に伴い、及び医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法を次のように定め、平成二十六年十月一日から適用する。

平成二十六年九月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容	報告単位	報告方法
一　法第三十条の十二第一項第一号に規定する基準日における病床の機能	病棟（病院又は診療所の病床のうち一群のものをいう。以下同じ。）	規則第三十条の三十三の六第二項に規定するファイル等に記録する方法（以下「ファイル等に記録する方法」という。）
二　法第三十条の十二第一項第二号に規定する基準日後病床機能（医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の三第二項第五号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）	病棟	ファイル等に記録する方法
三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ　病床数 (1)　一般病床及び療養病床ごとの許可病床数 (2)　(1)の病床数のうち、許可を受けた病床に係る業務を行っているものの数 (3)　一般病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれの病床数のうち、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第五条の既存病院建物内の療養病室以外の病室に係るものの数 (4)　療養病床にあっては、(1)及び(2)のそれぞれの病床数のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に係るものの数	病棟（ロにあっては、病棟及び病院又は診療所、(2)を除く。）に(1)及び(2)にあっては、病院又は診療所）	構造設備及び人員の配置その他必要な事項